

居宅介護支援・運営規程

第 1 条(目的)

居宅介護支援事業の実施は、介護保険法の理念に基づき適正に運営する。
利用者がその有する能力に応じた生活を送れるよう、適切な居宅介護支援(ケアマネジメント)を提供することを目的とする。

第 2 条(運営方針)

- 1:利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うもの。
- 2:利用者の心身状況、それに置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを複数の事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
- 3:利用者の意思及び人格の尊厳し、常に利用者の立場に立ち提供されるサービスが特定の種類、事業所に不当に偏ることのないように公正中立に行うものとする。

第 3 条(事業所の名称)

この事業を行う事業所の名称は、「ケアセンター南下浦・羊の家けあまね」以下「事業所」と称する。

第 4 条(事業所の設置)

事業所の実施主体は社会福祉法人三崎二葉会とする。

第 5 条(従業員の職種、員数及び職務内容)

- 1:管理者 1 名(兼務) 事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
- 2:介護支援専門員 1 名(兼務) 指定居宅介護支援の提供に当たる。

第 6 条(営業日及び営業時間)

営業日:毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までの年末年始を特別休暇とする。

営業時間:8:30～17:30

第 7 条(サービス提供実施地域) 三浦市全域

第 8 条(居宅介護支援の提供方法)

- 1:介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められた時にはこれを提示する。
- 2:居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 3:要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるような必要な援助を行う。
- 4:要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する 1 か月前には行われるよう必要な援助を行う。

5:要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して保険医療サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認得て総合的、効果的に行い、サービス提供の援助を行う。

(居宅介護支援の内容) 居宅介護サービス計画書の作成

1:居宅介護サービス計画書の担当配置

介護支援専門員は居宅介護サービス計画書の作成に関する業務を行う。

2:利用者等へ情報提供

居宅介護サービス計画開始にあつては、利用者及び家族に対し当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金等の情報を提供し利用者またはその家族が、サービスの選択を可能とするよう支援する。

3:利用者の実態把握(アセスメント)

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

4:居宅介護サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するうえで留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

5:担当者会議

介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し当該居宅介護サービス計画原案の内容ケアプラン変更の必要性等について担当者から専門的な見地より意見を求める。

6:利用者の同意

介護支援専門員は、利用者またはその家族に対しサービスの種類、内容、費用について説明し文書により利用者の同意を得る。

7:サービスの実施状況と継続的な把握、評価(モニタリング)

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても利用者およびその家族、居宅サービス事業者等との連絡を月1回以上は継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

第9条(介護保険施設の紹介等)

1:介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合または、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

2:介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に移行できるよう援助する。

第10条(利用料金、その他の費用)

1:事業所は、要介護申請代行(新規・更新・区分変更)は無料、居宅サービス計画作成費については、告示上の額とする。

2:通常の事業の実施地域以外からの要請があつたときは、要した交通費については利用者の同意を得て実費の支払いを受け取ることができる。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ① 実施地域を超えた地点からおおむね 15 ㎞未満を 300 円とする。
- ② 医療機関や介護保険施設へ担当者会議等で利用した駐車場料金。
- ③ 当該事業所から医療機関や介護保険施設へ交通機関を利用した費用。

第 11 条(秘密保持)

- 1:事業所の従事者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
- 2:事業所は、従事者の退職後在職中に知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう法人の規定により必要な処置を講じます。
- 3:事業所は、利用者または家族の個人情報を用いる場合は、同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者または家族の個人情報をもちいしません。

第 12 条(苦情処理)

提供したサービスに関する利用者または家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、調査の実施、改善措置と説明、記録の整備その他の必要な措置を公示するものとする。内容については、法人規程による。

第 13 条(その他運営に関する留意事項)

- 1:事業所は、運営規程の概要、職員体制、重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 2:介護支援専門員は、利用者に対し特定の居宅サービス事業者等による利用の強要または当事業所からその代償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 3:介護支援専門員の資質向上のため、研修の機会を設ける。施設内研修、施設外研修に参加する。特に、介護支援専門員の現任研修については必ず受講する。

第 14 条(高齢者虐待防止のため措置)

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ①虐待防止委員会の開催
- ②高齢者虐待のための指針の整備
- ③虐待防止の研修の実施
- ④専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者： 青木芳隆

第 15 条(業務継続に向けた取り組み)

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。
また、緊急時に連絡がとれるように緊急連絡先を確認し緊急時に使用していきます。

第 16 条(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記措置を講じます。

- ①感染対策委員会の開催
- ②感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者： 青木芳隆

第 17 条(身体的拘束等の原則禁止)

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第 18 条

事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から 5 年間保存する。また、事業計画、財務内容、サービス提供記録の閲覧の希望に迅速に対応する。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

ケアセンター南下浦・羊の家けあまね

(介護支援専門員 1 人当たりの取り扱い件数:44 人)

利用料金表

(1)居宅介護支援費(i・ii・iii)

ケアマネジャー1 人あたり 45 件未満を担当する場合

サービス名称	要介護度	単位	地域単価	金額
居宅介護支援費(i)	要介護度1・2	1,086	10・84	11,772 円
居宅介護支援費(i)	要介護度3・4・5	1,411	10・84	15,295 円

ケアマネジャー1 人あたり 45 件以上 60 件未満を担当する場合

サービス名称	要介護度	単位	地域単価	金額
居宅介護支援費(ii)	要介護度1・2	544	10・84	5,897 円
居宅介護支援費(ii)	要介護度3・4・5	704	10・84	7,631 円

ケアマネジャー1 人あたり 60 件以上を担当する場合

サービス名称	要介護度	単位	地域単価	金額
居宅介護支援費(iii)	要介護度1・2	326	10・84	3,533 円
居宅介護支援費(iii)	要介護度3・4・5	422	10・84	4,574 円

(2) 加算(名称・単位数・料金・算定要件・地域加算)

・初回加算:300 単位 3,252 円/月

新規に居宅サービス計画書作成する場合／要介護状態区分が2区分変更された場合

・入院時情報連携加算(I):250 単位 2,710 円/月

利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

・入院時情報連携加算(II):200 単位 2,168 円/月

利用者が入院した日の翌日、または翌々日に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

・退院・退所加算:カンファレンス参加無

連携 1 回:450 単位 4,878 円/回

連携 2 回:600 単位 6,504 円/回

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

・緊急時等居宅カンファレンス加算:200 単位 2,168 円

病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合

・通院時情報連携加算:50 単位 542 円

利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

(3) 減算

居宅介護支援の減算として「特定事業所集中減算」「運営基準減算」「高齢者虐待防止措置未実施減算」

・運営基準減算:所定単位数の 50%で算定

運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

・特定事業所集中減算:1月につき 200 単位を減算

正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)

・高齢者虐待防止措置未実施減算:所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

附則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 4 月 1 日第 1 回改正

平成 24 年 4 月 1 日第 2 回改正

平成 24 年 9 月 20 日第 3 回改正

平成 27 年 2 月 27 日第 4 回改正

令和 6 年 4 月 1 日第 5 回改正